

学校等の設置者等に留意いただきたい事項

平成21年4月から実施されている教員免許更新制においては、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教育職員及び幼保連携型認定こども園の保育教諭の方々は、10年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して、修了確認又は有効期間の更新のための申請を行う必要があります。

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会、各学校法人、各学校設置会社及び附属学校を置く各国立大学法人等の学校等の設置者におかれては、教諭、助教諭、講師（常勤、非常勤、臨時含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、保育教諭、助保育教諭その他職員に対する下記の取組について、御協力いただきますようお願いいたします。また、各学校の校長（園長）等におかれても同様に御協力いただきますようお願いいたします。

① 理解促進

教員免許更新制について各教員等に理解促進を図っていただくこと。

② 所属教員の更新手続の進捗状況の確認

学校（園）内の各教員の修了確認期限又は各教員の所持する教員免許状の有効期間の満了日、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状を更新するための手続の進捗状況の確認等を行っていただくこと（免許状更新講習を受講・修了しただけでは手続は完了しません。必ず免許管理者への申請が必要です。）。

なお、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続は、各自の修了確認期限又は有効期間の満了日の2年2か月前から2か月前までの2年間に行う必要があること。

③ 受講対象者の証明

各教員等が免許状更新講習を受講するに際して、受講申込書等で、学校に所属する教員である（教員であった）ことの証明を行っていただくこと。

④ 周知

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭等の職にある者についても、修了確認期限又は有効期間の満了日までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者（都道府県教育委員会）による確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされている。この場合にも、必ず各自で勤務地の免許管理者に対し、修了確認期限又は有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習受講免除の申請を行うことが必要である旨を該当の職にある者に周知すること。

⑤ 採用時の確認

平成21年3月31日までに免許状を取得した方（旧免許状所持者）で、修了確認期限時点で現職の教員ではなかった方が、修了確認期限を過ぎて教育職員になる場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続が必要である。

また、平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された方（新免許状所持者）は、免許状に記載されている有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続が必要である。

よって、新たに教員を採用する際は、免許状の本状やコピー及び修了確認期限・有効期間の満了日の確認等を行い、教員免許更新制の観点より有効な免許状を所持しているかどうかを必ず確認すること。

⑥ 栄養教諭免許状を所持する者の確認

旧免許状所持者で平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（現在、栄養教諭以外の職でお勤めの方も該当）については、栄養教諭免許状の授与日によって、最初の修了確認期限を設定している。

平成18年4月1日～平成19年3月31日の間に栄養教諭免許状を授与された方は平成29年1月31日が、また、平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に栄養教諭免許状を授与された方は平成30年1月31日が、免許状更新講習修了確認の申請期限となっているので、該当の者に周知すること。

⑦ 最近、教員免許状が失効していることが発覚した事例

教育職員として勤務している状態で、教員免許状が失効していることが発覚する事例が報告されており、主な原因としては、採用時の確認不足や免許状更新講習の受講時期の誤認等が挙げられる。よくある事例については以下のとおりであるので、確認の上、所属する各教員等の免許状更新講習の受講時期等を適切に把握し、受講状況の進捗管理等を行うこと。

(事例1) 取得日の異なる複数の教員免許状を所持する事例

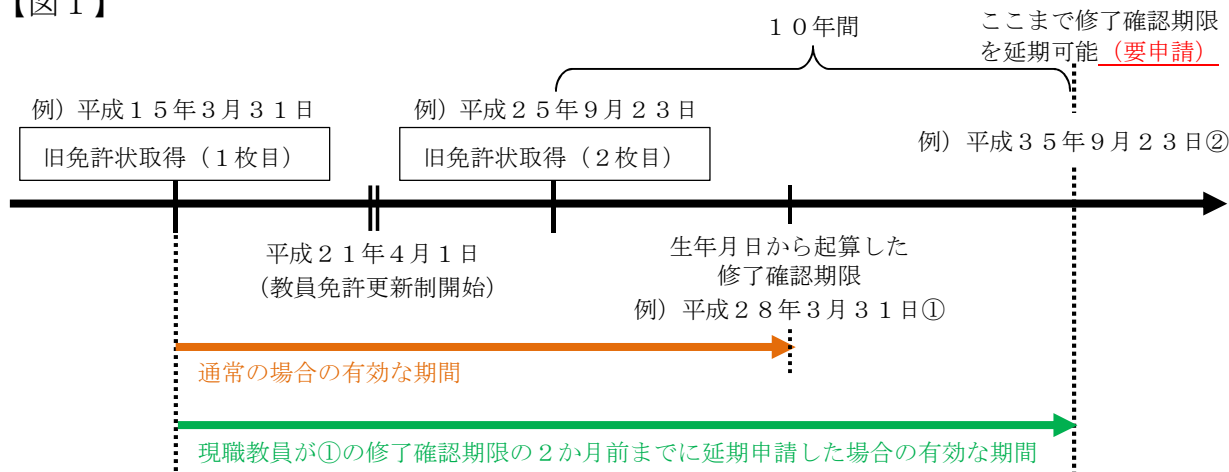
平成21年3月31日以前に取得した教員免許状と平成21年4月1日以降に新たに取得した教員免許状を所持する者が、自分の修了確認期限が新たな免許状の取得から10年後であると誤認したケース

(正しい認識)

平成21年3月31日以前に一枚でも教員免許状を取得している者が、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得した場合、旧免許状として授与されるため、原則として修了確認期限(図1の①の期限)は変わらない。したがって、この事例においても、生年月日から起算した修了確認期限までに講習を受講し修了確認を受ける必要がある。

ただし、免許状更新講習受講義務のある現職教員(臨時講師、非常勤講師含む。)が、修了確認期限の2か月前までに都道府県教育委員会に対して修了確認期限の延期申請を行った場合に限り、新たな免許状の取得日の翌日から10年以内の範囲で修了確認期限を延長することができる(図1の②の期限)。

【図1】



(事例2) 教員免許状の所要資格を得た日と取得日が異なる事例

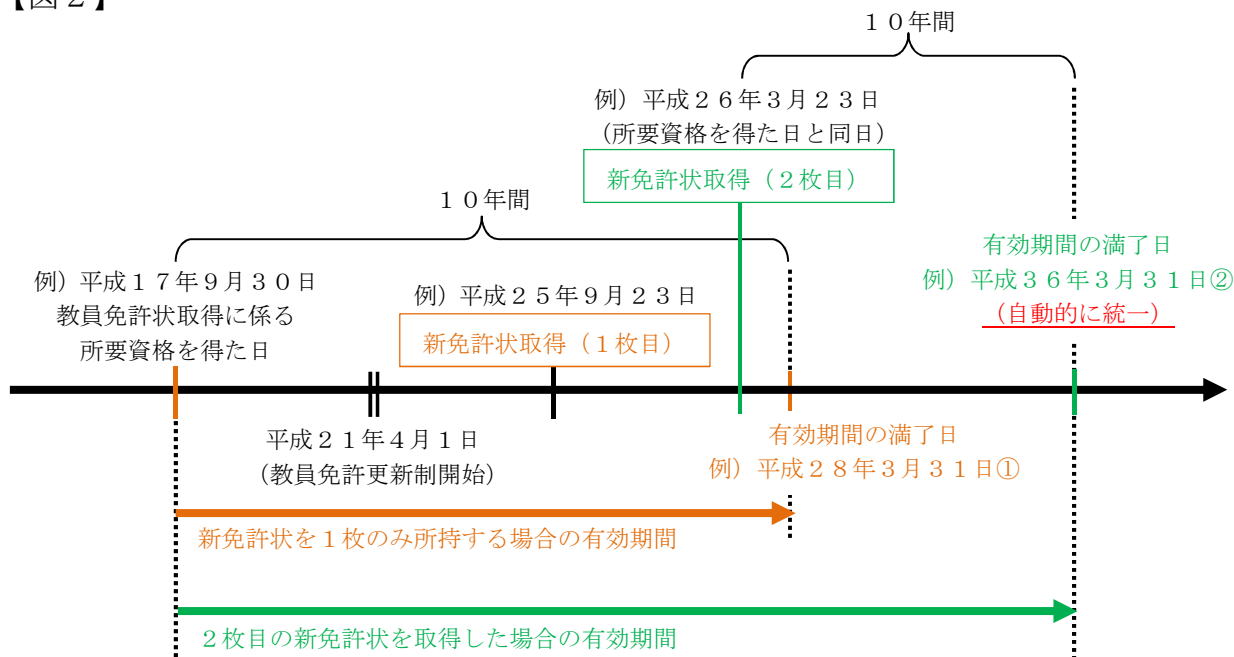
平成21年3月31日以前に教員免許状取得の所要資格を得たが教員免許状を取得していなかった者が、平成21年4月1日以降に当該所要資格により教員免許状を取得した場合に、所持する免許状が旧免許状であると誤認したケース

(正しい認識)

旧免許状(平成21年3月31日以前に取得した教員免許状)を所持しない者が、平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得した場合、当該者の所持する教員免許状は新免許状となるため、教員免許状に記載されている有効期間の満了日(所要資格を得た日から10年後の年度末)までに講習を受講し修了確認を受ける必要がある(図2の①の満了日)。

なお、有効期間の満了日の異なる新免許状を複数所持する場合は、全ての新免許状の有効期間の満了日は、最も遅く満了する日に自動的に統一される(図2の②の満了日)ため、最も遅く到来する有効期間の満了日にしたがって、免許状更新講習を受講する必要がある。この場合、旧免許状の場合と異なり、免許管理者への有効期間の延長申請は不要。

【図2】



（事例3）主に私立学校及び国立学校において考えられる事例

学校や園独自の職名（「補助教諭」等）で採用された教員が、教員免許更新制の対象である教育職員免許法上の「教育職員」に該当せず、免許状を更新する必要がないと誤認したケース

（正しい認識）

学校や園が独自の職を設けている場合があることから、当該職が、教育職員免許法上の「教育職員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師）に該当する職であるかどうかについて雇用者に確認し、該当する場合は、免許状更新講習を受講する必要があります。

（事例4）延期・延長についての事例

病気休暇や育児休業、介護休業等を取得したことによって、自動的に休暇や休業の終了後まで修了確認期限や有効期間の満了日が延期されたと誤認したケース

（正しい認識）

いかなる理由があっても、修了確認期限や有効期間の満了日が自動的に延期・延長されることはない（※）ため、修了確認期限や有効期間の満了日の延期・延長を行うためには、修了確認期限若しくは有効期間の満了日の2か月前までに免許管理者（都道府県教育委員会）に申請を行う必要がある。

※ 新免許状を複数所持する場合に有効期間の満了日が自動的に統一される場合を除く

上記の事例の主な原因は、所持する免許状が旧免許状であるか新免許状であるかの誤認や、手続が不要であるとの誤認であるため、少しでも疑義があれば問合せ等により確認を行うよう指導するなど、思い込みによる誤認を防ぐよう努めること。

教員免許更新制関係情報の入手先、各種問合せ先について

【文部科学省ホームページ】

- 教員免許更新制の概要
「教員免許更新制とは？－開設とQ&A」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm
- 最初の修了確認期限について
「修了確認期限をチェック」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm
- 免許状更新講習の受講から手続までの流れ
「ケース別 手続きの流れ」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm
- 平成28年度に開講する免許状更新講習の一覧
「平成28年度 免許状更新講習の認定一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1365796.htm
- 免許状更新講習の受講免除について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm
- 修了確認期限の延期について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm
- 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式など
→ 各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせください。なお、問合せ先は、以下を御参照ください。
「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm
- 教員免許更新制リーフレット
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08101410.htm

【制度概要などについての文部科学省への問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室更新係
電話：03-5253-4111（代）（内線 3573）
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp